

常任委員会における審査の主な内容

総務委員会 長崎市民総合プールの指定管理者の指定について可決

第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎市民総合プールの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものです。

委員会では、選定理由となっている夏季水泳教室への参加人数及び人員体制、選定方法を非公募としている理由について質すなど、慎重に審査しました。

その結果、選定方法は公募にすべきであるとの立

場から認められないとの反対意見が出されました。一方、独自の文化や歴史がある長崎游泳協会がプールを管理運営できるノウハウを持って活動していることの価値と意味を、非公募としている理由と併せ、市民に分かりやすく伝えてほしいとの要望を付した賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数で原案を可決しました。

教育厚生委員会 長崎市第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会を設置する議案を可決

第129号議案「長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例」は、令和6年12月1日から被爆者と同等の医療費助成を行うため、第二種健康診断特例区域治療支援事業が創設されることに伴い、新たな受給者証の交付に関して必要な事項を審査するための長崎市第二種健康診断特例区域医療受給者証審査

会を設置しようとするものです。

委員会では、申請手続きの簡素化や診断書作成料の自己負担の軽減を図る考え、介護福祉サービスの利用に係る助成の有無、被爆体験者の救済に係る今後の市の取組について質すなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。

環境経済委員会 長崎ペンギン水族館及びたちばな漁港有料駐車場の指定管理者の指定について可決

第149号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎ペンギン水族館及びたちばな漁港有料駐車場の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものです。

委員会では、指定期間について、長期に設定したほうが設備投資を行いながらよりよい施設にしていくことが可能であるにもかかわらず、5年に設定した

理由、過去に指摘のあった従業員の待遇や定着率の低さに対する改善状況、飼育動物を含めた災害への対応策、家族連れが過ごしやすい環境を整備する考え、施設と地域の連携状況について質すなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決しました。



建設水道委員会 請願第6号「長崎市営松山陸上競技場の現在地存続を求める請願」を不採択

今回の請願は、高規格道路「長崎南北幹線道路」の計画に伴う平和公園スポーツ施設の再配置について、市営松山陸上競技場を現在地に残すことを求めるものです。

委員会では、請願人をはじめ各関係団体から松山陸上競技場の場所にプールを建設することについて理解が得られていないことから、今後十分な理解を得るための市の取組や、プール建設場所が中部下水処理場跡の場合と松山陸上競技場の場合で国庫補助の額が大きく異なる理由について質すなど、慎重に審査しました。

その結果、市が提案している要素について不確定な部分が多いことや重要な案件であることから継続審査を求めたいとの意見が出されました。一方、請願に対する市の見解は、現時点で出せる最大限の見解が出

ており、請願人の意見や思いを受けて請願に対する判断を出すべきであることから継続審査には反対であるとの意見が出され、まず、継続審査について採決した結果、賛成少数により否決され、引き続き、請願について討論を行った結果、市民全体の利益を勘案すると松山陸上競技場にプールを整備することは、コスト面から妥当であること、スポーツ施設の再配置については、中部下水処理場跡において、周辺施設の立地の優位性を生かし、多様な方が利用しやすく楽しめる空間とするべきであることなどから請願には賛同できないとする反対意見が出されました。一方、スポーツ施設の再配置は、まだ解決できていない問題が多数残っていることや若者から被爆者までの民意に答えることを求める立場から請願に賛同したいとの意見が出され、採決の結果、賛成少数で本請願を不採択としました。